

介護老人福祉施設重要事項説明書

令和 年 月 日

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-86-5011 (午前9時～午後5時まで)

担当 生活相談員 : 浅澤 成克

介護支援専門員 : 吉田 真之

※ ご不明な点は、何でもお気軽にお尋ねください。

2. みどりの風概要

(1) 事業者

法 人 名	社会福祉法人 千代の会
施 設 名 称	特別養護老人ホーム みどりの風
所 在 地	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井386
電 話	0276-86-5011
事業所の種類	介護老人福祉施設 群馬県 1073100669 号

(2) 職員体制

	常 勤	非常勤	計
施 設 長	1		1
生 活 相 談 員	1		1
看 護 士	4		2
介 護 職 員	33	8	31
管 理 栄 養 士	1		1
機能訓練指導員	1		1
介護支援専門員	1		1
事 務 職 員	2		2
医師 (内科)		1	1

当施設では、厚生労働大臣が定める施設基準に従いご入所者様2.1名に対して、介護、または看護職員を1名配置しております。従って、上記職員数は長期入居70床、短期入居8床の計78床に対する職員数となっております。

(3) 設備の概要

定 員	78名（うち8名が短期入所生活介護の定員数です）	
居 室	1人部屋	78室（1室約15.18㎡）
共同生活室	8室（各ユニットに1室）	
浴 槽	特殊浴槽	3台
	個人浴槽	8台（各ユニットに1台）
医 務 室	1室	

3. サービス内容

① 食事

管理栄養士のたてる献立により、栄養並びにご契約者様の身体状況及び嗜好を考慮し、適切な食事介助をおこなうとともに、食事の自立についても、適切な援助をおこないます。

利用料金：別紙（利用料金表）食費のとおり

食事開始提供時間

朝食 7:30～9:30 昼食 12:00～14:00 夕食 17:30～19:30

② 口腔ケア

食後・就寝前には、利用者様の口腔状況を確認し身体状況に合わせて、口腔ケアを行います。

③ 入浴

利用者様の希望にあわせて、入浴をおこないます。また、体調によっては清拭対応させていただきます。時間帯は14:00～16:00、入浴回数は週2回以上となります。

④ 排泄介助

利用者様の身体状況に合わせて、排泄の介助を行います。

⑤ 機能訓練

当施設では機能訓練指導員を配置しておりますので、ご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止できるように介護を行います。

⑥ 施設サービス計画の立案

ご契約者様の身体状況に合わせて、自立支援に向けた生活を送っていただけるようプランを作成し、実施いたします。施設サービス計画は、ご本人様またはご家族様の同意に基づいて施行させていただきますので、定期的に同意書の記入をお願いします。また、その際にご意見等のある場合には、お申し付けください。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

4. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料・各種加算料・食費及び居住費・・・別紙の通り

(2) その他の料金

- ① 理美容代 1回あたり 1,500円 (顔そり、毛染め等は別料金です)

(ご利用者様およびご家族様の希望があった場合に限り、もしくはこちらの判断で、委託している理美容ボランティアが行います。ただし、利用希望者が多数の場合には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。)

- ② お持ち込みの電化製品の電気代について (テレビ、電気毛布等)

一点、月600円

- ③ レクリエーション・クラブ活動

ご契約者様の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金は材料代等の実費をいただきます。

- ④ 記録の閲覧・複写物の交付

ご契約者は、介護・看護サービス提供についての記録は申し出があればいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

- ⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入等購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は、介護保険給付対象になっていますので、ご負担の必要はありません。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する場合がございます。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月月末締めとし、翌月の10日に請求書を郵送させていただきますので、請求書到着から月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたしますので、大切に保管してください。

お支払い方法

- ① 窓口での現金支払い・・・みどりの風事務所窓口までお越しください。窓口は8時30分から午後5時までとなっております。その他の時間にお越しいただいてもお取り扱いできませんのでご注意ください。

毎週日曜日と年末年始(12/31～1/3)の対応はしていません

② 指定金融機関口座へのお振込み

③ 指定金融機関口座からの引き落とし

引き落としについては、継続して1ヶ月以上長期利用の方、或いは、定期的なご利用のある場合とさせていただきます。又、引き落としには書類提出から手続き完了まで1ヶ月程かかりますので、初月費用については①又は②での支払い方法となります。

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。キャンセル料等はいたしません。

※ 以下の場合に利用途中でもサービスを中止する場合がございます。

- ・ ご利用者様またはそのご家族が、中途退所を希望された場合
- ・ 他のご利用者様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
- ・ 医療行為が必要と認められた場合
- ・ ご利用者様が死亡した場合

5. 空床の利用について

ご利用者が病院に入院した場合に、短期入所生活介護（ショートステイ）の利用希望があった場合には、入院期間中に限り短期入所生活介護（ショートステイ）利用者への有効なベッド活用とさせて頂くこともあります。

6. サービスの利用方法

(1) 契約

① 契約は一年ごとの自動更新となります。

② 自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても自動的に契約終了になります。

- ・ 被保険者（ご入居者）がお亡くなりになった場合
- ・ 介護保険給付でお客様の受けている要介護認定が、非該当（自立）または要支援と認定された場合

③ その他

ご利用者様およびそのご家族が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う様に催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、ご利用者やご家族様などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、またはやむを得ない理由により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。

なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7. 当施設サービスの特徴等

(1) 運営の方針

施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、かつご利用者様の立場に立って施設サービスを提供することを目指し、かつご利用者様の意思を尊重し、常にご利用者様の立場に立って施設サービスを提供するよう努め、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村をはじめとする各期関連機関と綿密な連携に努める。

(2) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会…ご面会は 14:00～16:00 までの予約制となっています。
面会時には面会簿に必要事項をご記入ください。
キャンセル又は変更の場合には、必ず事前にお電話ください。
面会については感染対策状況に応じて不規則にルールが変更される場合がございますので、ホームページの確認又は電話にての確認をして下さい。
- ・飲酒…ご利用中の飲酒は原則として禁止とさせていただきます。
- ・持ち込み制限…入所に当たり、以下のものは原則として持ち込むことができません。
冷蔵庫・ストーブ・飲食類・金品
(故障・紛失の際には、責任を負いかねますのでご了承下さい。)
- ・喫煙…敷地内禁煙です。
- ・金銭・貴重品の管理…当施設では金銭を使うものは、自動販売機のみです。
お持ちになる場合でも、少ない金額でお願いします。
- ・外出・外泊について…原則としてご家族が付き添われる限りは自由です。ただし、ご利用者様の健康状態により、見合わせていただく場合もございますので、事前にご相談下さい。
- ・入院について…当施設の医療的範囲を超えた場合、入院となります。原則として協力医療機関である新橋病院・新邑楽病院となりますが、ご希望の病院がございましたらご相談ください。入院にあたっての諸手続および入院中のご面会、日用品の補充・衣類の洗濯等についてはご面倒でもご家族様にお願いいたします。また手術の時あるいは終末期にはご家族様に泊まり込んでいただくなどのご協力をお願いすることもございます。
- ・身体拘束について…当施設は、入居者の生命または身体を保護する為やむを得ない場合を除き身体拘束はいたしません。

- ・その他…身元保証人の変更やご住所、電話番号等が変わった時には、必ず事務室までご連絡をお願いいたします。
- ・・・各種保険証が新しくなった時には必ず事務室までお持ち下さい。
- ・・・ご自宅に介護保険等に関する郵便物等が届いた場合には事務室までお持ち下さい。

8. 通院および緊急時の対応方法

(1) 通院

ご利用中の定期通院およびご利用中に医療の必要性があると認められた場合は当施設の判断および付き添いのもと、通院していただきます。場合によってはお電話等でご家族に付き添いをお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 緊急時

ご利用者様に容態の変化があった場合および緊急性が高いと判断された場合は、下記協力医療機関において診療を受けていただくとともに、速やかにご家族への連絡を行います。

医療機関の名称	おうら病院	新橋病院	堀江病院	蜂谷病院
所在地	呂楽町篠塚32 33-1	館林市下三林町 452	太田市高林東町 1800	大泉朝日4-1 1-1
電話	88-5678	75-3011	38-1215	63-0888

9. 非常災害対策

- ・ 防災時の対応・・・看護・介護職員により誘導し、安全な場所に避難する。
- ・ 防災設備・・・非常階段・防火扉
- ・ 防災訓練・・・年12回行います。
- ・ 防火責任者・・・村上 実

10. 特別養護老人ホームについて

特別養護老人ホームとは、いかなる施設なのか補足説明し、利用者、家族の方に施設の内容を理解して頂く為の説明です。

特別養護老人ホームとは、医療的な行為が出来ない所であり常時医師は滞在していません。

また、看護師は、日中のみ滞在していますが、医療的な行為（一部除く）は基本的に行っていません。（夜間は異常な時は連絡がとれるシステムになっています）

いわば、家庭と同じ環境です。発熱や医療行為が必用な時は、病院等へ通院していただくか、短期入所の方には退所して頂く等の措置を講じます。

特別養護老人ホームとは、病院と違って家庭で起こる可能性がある事は、施設でも発生する可能性が高く家庭で対応できる状況とほぼ同じです。

施設（家庭）で起こる、やむ得ない事柄について説明し、利用者様、御家族様に状況を理解して頂き、当施設を御利用して頂きたいと思います。

また、当施設利用中の、施設で起こる、やむ得ない事柄の発生時は、一切の責任を負えませんので、ご了承ください。

1) 利用者様が、自然死、突然死した場合について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が高齢もしくは病気、障害等がある為自然死、突然死が発生する可能性を理解する。
- ・ 施設としては、日中、夜間共に、約2時間おきの巡回等を実施し、早期発見を心がけ、発見時は、速やかに病院等の通院、家族への連絡等必要な処置を講ずる。

2) 転倒、ベッドや車椅子からの転落、徘徊について

- ・ 御家族様は、利用者様が、自力にて歩行中や自力にてベッドより移動中に転倒、転落する危険性が高く防ぎようのない事柄が発生する可能性を理解する。
- ・ 施設としては、転倒や転落に対しての話し合いを設け、よりよい処遇を目指す。転倒を発見した場合、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

3) 骨粗鬆症等による骨折等について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が骨粗鬆症や、高齢の為骨が脆くなっている可能性があることを理解し骨折等の危険性がある事を理解する。又、自然に骨折する（寝ているだけ）危険性がある事を理解する。
- ・ 施設としては、健康診断等の診断に基づき骨折予防の援助を心がけ、骨折発見時等は、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

4) 誤飲や痰等の誤嚥について

- ・ 利用者様、または御家族様は、利用者様が高齢もしくは、病気、障害の為、嚥下力（飲み込む力）咀嚼（食べ物を噛み砕く力）等の能力低下により、誤嚥（食べ物が気管につまる）危険性があることを理解する。
- ・ 施設としては、利用者様の嚥下力、咀嚼力に応じて個々の食事形態の提供や必要に応じて吸引等の処置を講ずる。誤飲等発見時は、速やかに状態を分析し、必要に応じて病院等への通院、家族様への連絡等必要な処置を講ずる。

11. サービスに関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当 電話：０２７６・８６・５０１１

生活相談員： 渋谷 成克

介護支援専門員： 吉田 真之

その他、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

千代田町 福祉課 電話：０２７６－８６－２１１１

12. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 千代の会
代表者役職名	理事長 飯塚 生 施設長 村上 実
本部所在地	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井３８６
電話	０２７６－８６－５０１１
定款の目的に定めた事業 特別養護老人ホーム デイサービス事業 短期入所事業 居宅介護支援事業	

確 認 事 項 書

令和 年 月 日

特別養護老人ホームのご利用にあたり、ご利用者様に対して、契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

所在地 群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井 3 8 6

名 称 特別養護老人ホーム みどりの風 印

説明者 生 活 相 談 員 渋谷 成克 印

介護支援専門員 吉田 真之 印

私は、契約書および本書面により、事業者から特別養護老人ホームについての重要事項
の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人

住 所 _____

氏 名 _____ 印